

# 三重県職員信用組合 マイカーローン ご案内

令和5年1月4日現在

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ① 当組合の組合員である方（借入申込と同時加入可） ② 常時勤務する職員で、給与引去りによる返済が可能な方 ③ 申込時満18歳以上の方
お使いみち	自動車、バイク、自転車等を購入、維持等するための費用全般に幅広くご利用できます。 ○ ご本人の他に、ご家族分の購入等にも利用ができます。 ○ 2台目以上の購入時にもご利用いただけます。 (ご利用例) ・自動車、バイク、自転車等の購入 ・免許取得、任意保険、車検、修理、カスタム費用等 ・他金融機関のマイカーローンの借換え (当組合融資分の借換えは不可) ※ 個人売買及びネットオークションによる購入にはご利用できません。
ご融資金額	10万円以上800万円以下（1万円単位）
返済期間・利率 (注1)	○ 5年超10年以内 1.65%（変動） ○ 5年以内 1.65%（固定） ※ 優遇金利 ・300万円超500万円までは上記金利から0.10%引き下げ ・500万円超800万円までは上記金利から0.20%引き下げ ※ なお、キャンペーン期間中については、キャンペーンの金利が適用されます。 ※ 変動金利については年1回金利見直しを行い、変更の場合は毎年3月末日を基準日とし、同年6月の返済後から新金利適用となります。
返済方法	○ 給与又は賞与から天引させていただきます。（給与及び賞与からの併用も可） ○ 元利均等返済方式か元金均等返済方式をお選びいただけます。 ※ 店頭で返済額を試算いたします。
担保	原則不要
保証人	当組合におけるフリーローン、不動産担保融資を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総融資金額（今回申込分を含む）が下記①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ① 条件付き採用期間の場合は100万円 ② 勤続年数3年未満の場合は300万円 ③ 勤続年数3年以上の場合は500万円 ※ 当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※ 連帯保証人になれる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不要
費用	印紙代が別途必要となります。
期限前返済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可 (元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要)
必要書類	(1) 給与及びご本人確認書類 ① 給与個人別明細書等 ② 運転免許証等 ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 (2) 資金使途確認資料 ① 自動車、バイク、自転車等をご購入の場合 ・販売契約書(写)または注文書(写)等 ※ 注文書等の場合、「契約書に代わるもの」等の記載が必要な場合があります。 ② 免許取得費用にご利用の場合 ・教習所入学申込書(写)

	<p>③ 任意保険加入にご利用の場合 ・申込書（写）等</p> <p>④ 車検、修理、カスタム費用等にご利用の場合 ・見積書（写）、請求書（写）等</p> <p>⑤ 他金融機関のマイカーローンの借換えの場合 ・借入をしている金融機関での償還明細表（写）等</p> <p>※ ④、⑤でご利用の場合、お借入後3週間以内に領収書（写）または振込受取書（写）等のご提出が必要です。</p> <p>(3) その他 契約書等が、ご家族名義の場合、申込人様との関係がわかるもの（保険証、住民票、戸籍抄本等）</p> <p>※ なお、必要に応じて上記以外の追加書類（車検証（写）等）をいただくこともありますのでご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・<b>苦情処理措置</b> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合 預金課】 059-228-5205 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く） ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分 なお、苦情等対応の手續きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.sansyokushin.shinkumi.jp">https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b> 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（一社）東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分 ・電話 052-451-2110 ・住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 【窓口：（一社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・受付時間 午前9時～午後5時 ・電話 03-3567-2456 ・住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>

(注1) 再任用者の方の借入における返済期間は任期満了日までとなります。

- \* お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- \* 変動金利扱いの融資は当組合所定の基準金利に連動して金利が変動します。基準金利につきましては、当組合窓口にてお問い合わせください。
- \* ご質問等がございましたら、当組合までお問い合わせください。
- \* ご住所・お名前・電話番号など、変更があった場合は、手續きが必要となります。

三重県職員信用組合 融資課

Tel (代表) 059 (228) 5205  
(融資課直通) 059 (213) 6240  
Fax 059 (228) 3700